

株主各位

証券コード 9929
2022年6月8日

東京都中央区新川1丁目22番11号



平和紙業株式会社

代表取締役社長 清家義雄

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始予定期刻 午前9時）

開催場所 東京都中央区銀座3丁目9番11号 紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目的事項 **報告事項** 1. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 以上

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- 同封の議決権行使書用紙による議決権の事前行使をご推奨申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、検温、手指消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。発熱や体調不良と見受けられる方につきましては、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- 株主総会会場では、座席の間隔を空けた配置にする等の感染防止対策を行いますので、何卒ご協力をお願い申し上げます。

<ご案内>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。
- 提供書面のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。なお、監査報告を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.heiwapaper.co.jp/ir/>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績並びに当社グループを取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第89期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、すでに中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

.....当社普通株式1株につき配当金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、48,213,610円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

.....2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現役職	取締役会出席回数	
1	小島 勝正	取締役会長	再任	13／13
2	清家 義雄	代表取締役社長	再任	13／13
3	高木 修	常務取締役	再任	13／13
4	藤井 信	常務取締役	再任	13／13
5	高玉 浩	取締役	再任	13／13
6	坂野 一俊	取締役	再任	13／13
7	矢野 恵一	取締役	再任	13／13
8	横山 秀雄	取締役	再任	13／13
9	小島 清雄	非常勤取締役	再任	13／13
10	柴田 貢	取締役	再任 社外 独立	13／13

専門性を発揮できる能力および経験

企業経営 事業戦略	営業 販売 マーケティング	購買 物流	法務 コンプライアンス リスク管理	人事 労務	財務 会計	ESG
●			●			
●	●	●	●			●
●			●	●	●	●
●	●	●				●
	●	●				●
	●	●				●
	●	●				●
●			●			
●		●	●			

※対象取締役の経験などを踏まえて、特に専門性が発揮できる分野を記載しております。

※それぞれの取締役が有するすべての経験・知見・能力を表すものではありません。

1

こじま
小島 勝正

(1948年1月7日生)

再任

所有する当社の株式 268,543株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1972年7月 当社入社
- 1988年8月 取締役営業本部副本部長
- 1992年6月 常務取締役東京支店長
- 1997年6月 常務取締役全店営業統括
- 1998年6月 代表取締役専務取締役営業統括本部長
- 2000年6月 代表取締役専務取締役社長補佐
兼管理本部長兼経営企画室長
- 2002年6月 代表取締役副社長
- 2003年4月 代表取締役社長
- 2015年6月 代表取締役会長
- 2020年6月 取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和興産株式会社 取締役

株式会社辻和 取締役

取締役候補者とした理由

小島勝正氏は、2003年4月より代表取締役社長、2015年6月より代表取締役会長、2020年6月より取締役会長を務めており、企業経営及び事業戦略全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。今後も経営全般を牽引する立場で、当社の持続的な成長と企業価値向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としています。

2

せいけ よしお
清家 義雄

(1963年11月8日生)

再任

所有する当社の株式 68,381株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1993年10月 当社入社
- 2002年4月 東京本店城北営業部長
- 2004年4月 執行役員営業統括本部業務統括部長
- 2005年6月 取締役業務本部長
- 2011年4月 取締役名古屋支店長
- 2013年4月 取締役営業統括本部副本部長兼東京本店長
- 2013年6月 常務取締役営業統括本部副本部長兼東京本店長
- 2014年4月 専務取締役営業統括本部長
- 2015年6月 代表取締役社長営業統括本部長
- 2020年6月 代表取締役社長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和紙業（香港）有限公司 取締役

取締役候補者とした理由

清家義雄氏は、2015年6月より代表取締役社長を務めており、企業経営及び事業戦略全般に亘る知識・経験を有しております。取締役会議長として経営の統率を適切に果たしており、今後も経営全般を牽引する立場で、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、同氏の強いリーダーシップと行動力は欠くことができず、取締役候補者としています。

3

たか ぎ
高木 修

(1958年1月1日生)

再任

所有する当社の株式 5,300株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1992年 8月 当社入社
 2004年 4月 名古屋支店管理部長
 2009年 4月 大阪本店業務改革推進部長
 2011年 4月 管理統括本部総務人事部長
 2013年 4月 執行役員管理統括本部副本部長兼総務人事部長
 2015年 6月 取締役管理統括本部副本部長
 2017年 4月 取締役管理統括本部長
 2020年 6月 常務取締役管理統括本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

- 平和興産株式会社 監査役
 株式会社辻和 監査役
 平和紙業（香港）有限公司 取締役

取締役候補者とした理由

高木修氏は、取締役管理統括本部長を務めた後、2020年6月より常務取締役管理統括本部長として企業価値の向上に努めております。企業経営全般に亘る知識・経験に加え、法務や人事労務及び財務会計の知見を豊富に有しております、当社のリスクマネジメント、コーポレートガバナンスの強化を図ることができる人材と判断し、取締役候補者としています。

4

ふじ い
藤井 信

(1957年2月7日生)

再任

所有する当社の株式 5,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1979年 4月 当社入社
 2002年 4月 福岡支店営業部長
 2008年 4月 執行役員福岡支店長
 2013年 6月 取締役福岡支店長
 2020年 6月 常務取締役福岡支店長（現任）

取締役候補者とした理由

藤井信氏は、取締役福岡支店長を務めた後、2020年6月より常務取締役福岡支店長として支店の発展に尽力しております。豊富な営業経験と支店経営の経験から企業経営全般に亘る知識・経験に加え、特に営業・販売の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

5たかだま ひろし
高玉 浩

(1957年6月27日生)

再任

所有する当社の株式 7,800株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 1月	当社入社
2004年 4月	仙台支店営業部長
2008年10月	執行役員仙台支店長
2013年 4月	執行役員名古屋支店長
2013年 6月	取締役名古屋支店長
2016年 4月	取締役東京本店長
2018年 4月	取締役営業統括本部副本部長兼仙台支店長兼営業部長
2020年 6月	取締役仙台支店長兼営業部長（現任）

取締役候補者とした理由

高玉浩氏は、取締役名古屋支店長、取締役東京本店長を務めた後、2018年4月より取締役仙台支店長兼営業部長として当社の発展に尽力しております。豊富な営業経験と支店経営の経験から、特に営業・販売の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

6ばん の かずとし
坂野 一俊

(1960年12月17日生)

再任

所有する当社の株式 7,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	当社入社
2004年 4月	名古屋支店営業部長
2010年 4月	東京本店営業1部長
2013年 4月	名古屋支店営業2部長
2016年 4月	執行役員名古屋支店長
2017年 6月	取締役名古屋支店長
2018年 4月	取締役名古屋支店長兼販売推進部長（現任）
[重要な兼職の状況]	
平和興産株式会社 取締役	
株式会社辻和 取締役	

取締役候補者とした理由

坂野一俊氏は、2017年6月より取締役名古屋支店長として支店の発展に尽力しております。豊富な営業経験と支店経営の経験から、特に営業・販売・マーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

7

やの けいいち
矢野 恵一

(1960年8月5日生)

再任

所有する当社の株式 7,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1983年 4月 当社入社
 2011年 4月 大阪本店販売推進部長
 2020年 4月 執行役員大阪本店長
 2020年 6月 取締役大阪本店長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和興産株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

矢野恵一氏は、2020年6月より取締役大阪本店長として本店の発展に尽力しております。豊富な企画提案の経験と本店経営の経験から、特に営業・販売・マーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

8

よこやま ひで お
横山 秀雄

(1970年1月16日生)

再任

所有する当社の株式 4,900株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1992年 4月 当社入社
 2013年 4月 東京本店営業1部長
 2018年 4月 執行役員東京本店長
 2020年 6月 取締役東京本店長（現任）

取締役候補者とした理由

横山秀雄氏は、2020年6月より取締役東京本店長として本店の発展に尽力しております。豊富な営業経験と本店経営の経験から、特に営業・販売の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

9

こじま きよお
小島 清雄

(1954年7月11日生)

再任

所有する当社の株式 64,471株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	当社入社
1997年 4月	大阪本店営業1部長
2000年 6月	取締役大阪本店長
2002年 6月	常務取締役大阪本店長
2005年 4月	専務取締役営業本部副本部長兼西日本担当
2007年 4月	代表取締役副社長兼事業統括本部長
2010年 6月	代表取締役副社長社長補佐兼管理統括担当
2015年 6月	取締役副会長
2020年 6月	非常勤取締役（現任）

取締役候補者とした理由

小島清雄氏は、2007年4月より代表取締役副社長、2015年6月より取締役副会長、2020年6月より非常勤取締役を務めており、企業経営及び事業戦略全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等を行う立場で、当社の持続的な成長と企業価値向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としています。

10

しばた みづぐ
柴田 貢

(1952年6月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式 6,100株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年12月	柴田園芸刃物株式会社入社
2004年 6月	柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長（現任）
2012年 8月	みのる産業株式会社代表取締役社長 有限会社都市園芸研究所代表取締役
2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2017年11月	有限会社都市園芸研究所監査役（現任） [重要な兼職の状況] 柴田園芸刃物株式会社 代表取締役社長 有限会社都市園芸研究所 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社の経営に長年に亘って携わられ、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正、客観的な立場から当社の経営へのアドバイスや他業界での動静に関する情報提供、業務執行の監督等に十分その職務を果たしていくだけるものと判断し、社外取締役候補者としています。また、同氏が選任された場合は、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただき、取締役会における経営陣幹部・取締役の指名・報酬の審議に当たっては、適切な関与と助言をいただく予定です。

- (注) 1. 柴田貢氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 柴田貢氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 3. 当社は、柴田貢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月28日開催の第85期定時株主総会において補欠監査役に選任されました川井一将氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

かわい かずまさ
川井 一将

(1977年10月19日生)

再任
社外

所有する当社の株式

ー株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2003年10月	弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人淀屋橋・山上合同大阪事務所入所
2006年4月	弁護士法人淀屋橋・山上合同東京事務所（現任）
2009年3月	第一東京弁護士会へ登録替え
2021年4月	株式会社グラックス債権回収取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人淀屋橋・山上合同東京事務所 弁護士
株式会社グラックス債権回収 取締役

補欠の社外監査役候補とした理由

川井一将氏は、長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただきたため、お願いするものであります。企業法務に精通し企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者としています。

- (注) 1. 川井一将氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川井一将氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が補欠監査役に選任されたうえで監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から)
 (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況**(1) 当事業年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けてはいるものの、ワクチン接種の進行や医療提供体制が強化されたことから人流への抑制が減少、個人消費や企業収益は緩やかな回復傾向にあります。

紙パルプ業界におきましては、情報伝達媒体のデジタルシフトによる印刷・情報用紙の需要減少傾向は継続しておりますが、社会経済活動の回復に伴い包装パッケージ向けを中心に需要は緩やかに回復、紙・板紙合計での国内出荷量は、コロナ禍以前の水準からは減少しているものの、前年実績を上回りました。

このような中で当社グループは、コロナ禍における事業継続と商品の安定供給を主眼とし、テレワーク等の各種感染症対策を継続しながら、高効率を目指し事業を運営しております。ショップ・ギャラリー運営においては感染防止対策を行いながら企画展示会の開催を継続、SNS等を利用した情報発信をより強化するとともに、新たな顧客層の獲得や販促活動を進めました。また、需要伸長が見込める領域にフォーカスを当て、包装パッケージ用途、抗ウイルス紙等の技術紙領域における高付加価値特殊紙の開発と新規需要獲得に向けた営業活動の強化を図っています。それとともに脱炭素社会の実現やSDGs、脱プラスチック等の社会的ニーズに向けた開発提案活動を推進してまいりました。販売においては、コロナ禍における生活様式の定着により、人流と個人消費は緩やかに回復、それに伴い国内観光関連や各種包装パッケージ用途に需要回復の動きが出ており、東アジア地区での販売も感染拡大で一部下押しされましたが、当地区からの欧米向け商品の輸出需要の回復に伴い復調傾向にあります。

この結果として、当連結会計年度の業績は、売上高156億19百万円（前期比6.9%増）、経常利益1億33百万円（前期は経常損失19百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益87百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失34百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。また、当該会計基準等の適用については、「収益認識に関する会計基準」第84項に定める原則的な取扱いに従って、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用しているため、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

<セグメント別の経営成績>

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりです。なお、以下の数値はセグメント間の取引消去後となっております。

(和洋紙卸売業)

和洋紙卸売業は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、経済活動の制限が緩和され国内需要や個人消費が回復するのに伴い、観光土産関連や化粧品・健康食品等のパッケージ用途、出版、紙製品用途が堅調に推移し、売上高は155億93百万円（前期比6.9%増）、営業利益は1億34百万円（前期は営業損失15百万円）となりました。

(不動産賃貸業)

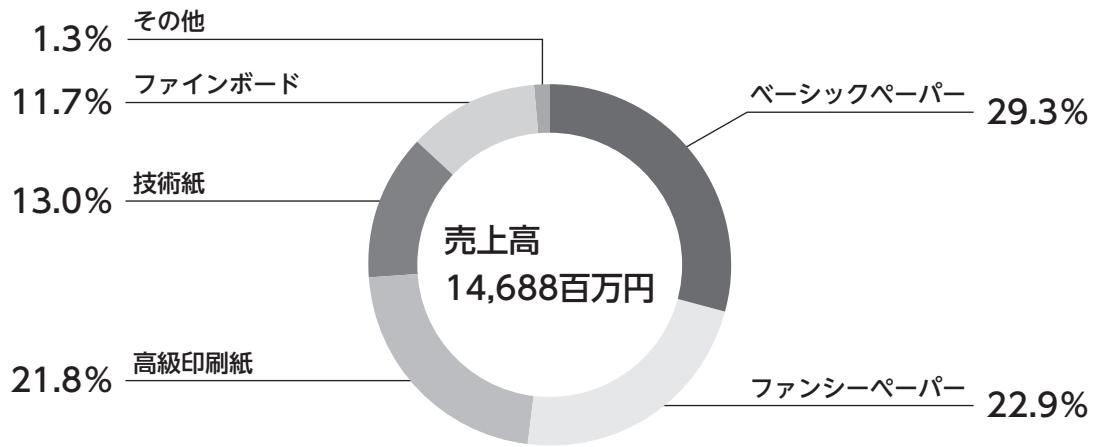
不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介で構成される不動産賃貸業は、賃貸物件数の増加により不動産賃貸収入が増加し、売上高は26百万円（前期比1.4%増）、営業利益は28百万円（前期比26.9%増）となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第88期 (2021年3月期)		第89期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
和洋紙卸売業	(百万円) 14,585	(%) 99.8	(百万円) 15,593	(%) 99.8	(百万円) 1,007	(%) 6.9
不動産賃貸業	25	0.2	26	0.2	0	1.4
合 計	14,611	100.0	15,619	100.0	1,007	6.9

(参考)

当社単体の和洋紙卸売業の品目別売上構成比



単位：百万円

品目別	前事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当事業年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		増減率 (%)
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
ファンシーペーパー	3,148	22.7	3,360	22.9	6.7
フайнボード	1,564	11.3	1,716	11.7	9.8
高級印刷紙	3,000	21.6	3,203	21.8	6.8
ベーシックペーパー	4,159	29.9	4,299	29.3	3.4
技術紙	1,850	13.3	1,912	13.0	3.4
その他	176	1.2	195	1.3	11.1
合計	13,898	100.0	14,688	100.0	5.7



ファンシーペーパー

多様な色、表面性、風合いを持つ高付加価値特殊紙のファンシーペーパーは、コロナ禍における需要減少傾向は継続するも、近年の新商品上市やリモート・SNS等での販売促進活動の強化継続等により、出版、紙製品用途が堅調に推移しました。また、観光需要の緩やかな回復に伴い土産物、菓子等のパッケージ用途の販売が持ち直し、売上高は33億60百万円、前期比6.7%の増加となりました。

売上高 単位：百万円

3,148 3,360

前期 当期



ファインボード

ファンシーペーパーの厚物（板紙）であるファインボードは、インバウンド、イベント需要の減少による影響は継続していますが、緩やかな人流の回復に伴い化粧品・健康食品等の高級パッケージ向けや、土産物関連のパッケージ用途が底を打ち回復傾向にあります。東アジア向けの輸出も拡大しつつあり、売上高は17億16百万円、前期比9.8%の増加となりました。

売上高 単位：百万円

1,564 1,716

前期 当期



高級印刷紙

独自の風合いを持ち、通常の印刷用紙より高価格帯の高級印刷紙は、企業向けカレンダー、カタログ、パンフレット等の商業印刷物用途は微増、慶弔挨拶状等の紙製品や出版用途が回復基調にあり、売上高は32億3百万円、前期比6.8%の増加となりました。

売上高 単位：百万円

3,000 3,203

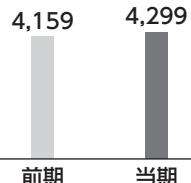
前期 当期



ベーシックペーパー

上質紙、塗工紙、色上質紙等の印刷用紙、包装用紙、各種板紙等で構成されるベーシックペーパーは、商業印刷物用途は減少しましたが、出版や各種パッケージ用途での動きが回復、東アジア向けの輸出も伸長し、売上高は42億99百万円、前期比3.4%の増加となりました。

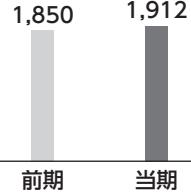
売上高 単位：百万円



技術紙

通常の紙にはない特殊機能が付与されている技術紙は、偽造防止用途や各種工業品製造用工程用途の販売が前年より減少しましたが、脱プラスチック向けの耐水耐油性機能紙や医療用パッケージ用途が伸長、衆議院選挙向けポスター等の合成紙販売も上乗せとなり、売上高は19億12百万円、前期比3.4%の増加となりました。

売上高 単位：百万円

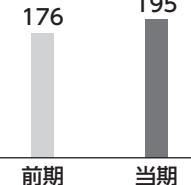


その他

家庭紙、紙加工品、製紙関連資材等で構成される当区分では、感染症対策需要でペーパータオルが堅調、各種家庭紙も観光需要の緩やかな回復に伴い伸長し、製紙関連資材、紙加工品も堅調に推移、売上高は1億95百万円、前期比11.1%の増加となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

売上高 単位：百万円



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

期別 区分	第86期 (2019年3月期)	第87期 (2020年3月期)	第88期 (2021年3月期)	第89期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	19,110	18,387	14,611	15,619
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	341	249	△19	133
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	225	154	△34	87
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	23円35銭	16円03銭	△3円60銭	9円04銭
総資産 (百万円)	17,717	16,442	15,919	15,766
純資産 (百万円)	8,702	8,593	8,715	8,530
1株当たり純資産(円)	902円43銭	891円15銭	903円87銭	884円67銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

期別 区分	第86期 (2019年3月期)	第87期 (2020年3月期)	第88期 (2021年3月期)	第89期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	18,014	17,396	13,927	14,722
経常利益 (百万円)	320	264	50	163
当期純利益 (百万円)	214	171	30	119
1株当たり当期純利益(円)	22円14銭	17円77銭	3円13銭	12円36銭
総資産 (百万円)	16,896	15,695	15,305	15,079
純資産 (百万円)	8,258	8,170	8,350	8,148
1株当たり純資産(円)	856円44銭	847円37銭	865円98銭	845円04銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
平和興産株式会社	30百万円	100	物流・保管・紙加工業
株式会社辻和	10百万円	100	和洋紙卸売業
平和紙業(香港)有限公司	10百万HK\$	100	和洋紙卸売業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は緩やかに減少し、需要も回復基調に向かうと想定されます。しかしながらウクライナ侵攻や急激な円安の進行も影響し、紙・板紙における原燃料コストへの影響は大きくなっています。その結果として需要の冷え込みも想定され、需要動向は読みにくい状況にあります。また、構造的な印刷・情報用紙の需要減はコロナ禍で一層の加速を見せ、回復のスピードは極めて緩やかなものとなっています。

こうした需要構造の変化に対応するために、当社グループは従来の需要のありかに固執せず、新たな需要を生み出せる領域にフォーカスした事業展開を図ってまいります。特に、高級包装パッケージ分野、紙製品、特殊機能紙分野は需要伸長の可能性が高いと想定しています。また、脱炭素社会の実現やSDGs、脱プラスチック等の社会ニーズに向けた分野も需要伸長が見込め、新商材やサービスの開発提案活動を継続強化いたします。各種事業運営コストの高まりも想定されていますので、事業構造を再検討し、収益基盤の多角化と高効率ローコストオペレーションへの転換、事業の高付加価値化による持続的な成長と収益性の向上に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

①和洋紙卸売業

当社は、和洋紙卸売業を主たる業務としており、国内に本支店・事業所を7カ所と子会社1社、また、海外ではアジアに子会社1社を設けて、次のような商品を販売しております。

商品区分	内 容	代 表 商 品 名
ファンシーペーパー	多様な色や型柄、風合いを持つ高級特殊紙	タント、レザックシリーズ、里紙、ニューラグリンS、OKミューズコットン、あらぎ、五感紙、新バフン紙N、エコラシャ、トーンF、しこくてんれい、まんだら、キュリアスシリーズ、アルブライト
ファインボード	ファンシーペーパーのうち、高い紙厚を持つ紙	OKACカード、フリッター、ケンラン、ディープマット、ファンタス、コンパッソ、パルルック、メタドレスV、ウーベシリーズ
高級印刷紙	多様な表面性、テクスチャーを持つ高グレードな印刷用紙	ミセスB-F、Mr. B、エアラス、ベイビーフェイス、クラークケントF、新奉書風、マシュマロCOC、グラフィーコC、Aプラン、ガルバスCOC、エスプリシリーズ、ジェントルシリーズ、北雪、PHO
ベーシックペーパー	上質紙、コート紙、色上質紙等の一般印刷用紙、包装用紙、各種板紙等	紀州色上質、日本の色上質、エスプリシリーズ、Nインペリアルマット-F、グラディアCOC、琥珀シリーズ、レイナR
技術紙	特殊機能が付与されている紙、機能紙	合成紙、耐洗紙、耐水耐油紙、偽造防止用紙、工業用工程紙、キャリアテープ用紙、各種加工原紙

②不動産賃貸業

当社は、不動産賃貸業を主要な事業の一つとして位置づけ、不動産賃貸収入が安定的な収益源であるとの認識のもと、不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
東 京 本 店	東 京 都 中 央 区
大 阪 本 店	大 阪 市 中 央 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 央 区
福 岡 支 店	福 岡 市 博 多 区
仙 台 支 店	仙 台 市 若 林 区

② 子会社

名 称	所 在 地
平和興産株式会社	本社（東大阪市）、名古屋事業所（小牧市）
株式会社辻和	本社（名古屋市）、東京営業所（東京都中央区）
平和紙業（香港）有限公司	香 港

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セ グ メ ン ト	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
和 洋 紙 卸 売 業	183名	8名減
不 動 産 賃 貸 業	0	—
全 社 （ 共 通 ）	17	1名減
合 計	200	9名減

- (注) 1. 使用人数には当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
143名	6名減	45.2歳	19.7年

- (注) 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	650百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,908,000株
- ② 発行済株式の総数 10,116,917株
- ③ 株主数 1,638名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
特種東海製紙株式会社	814,100株	8.44%
王子エフテックス株式会社	745,000株	7.73%
平和紙業取引先持株会	488,600株	5.07%
日本製紙株式会社	383,500株	3.98%
北越コーポレーション株式会社	306,000株	3.17%
富士共和製紙株式会社	282,900株	2.93%
小島勝正	268,543株	2.78%
東京製紙株式会社	253,350株	2.63%
清家豊雄	221,872株	2.30%
春日製紙工業株式会社	202,750株	2.10%

(注) 1. 当社は、自己株式を474,195株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小島勝正	平和興産株式会社取締役 株式会社辻和取締役
代表取締役社長	清家義雄	平和紙業(香港)有限公司取締役
常務取締役	高木修	管理統括本部長 平和興産株式会社監査役 株式会社辻和監査役 平和紙業(香港)有限公司取締役
常務取締役	藤井信	福岡支店長
取締役	高玉浩	仙台支店長兼営業部長
取締役	坂野一俊	名古屋支店長兼販売推進部長 平和興産株式会社取締役 株式会社辻和取締役
取締役	矢野恵一	大阪本店長 平和興産株式会社取締役
取締役	横山秀雄	東京本店長
非常勤取締役	小島清雄	
取締役	柴田貢	柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長 有限会社都市園芸研究所監査役
常勤監査役	土井重和	
監査役	富田一夫	株式会社MIKI建築設計事務所 代表取締役 管理建築士
監査役	松岡幸秀	松岡公認会計士事務所代表 学校法人明星学園非常勤監事 公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事 株式会社日本アメニティライフ協会常勤監査役

- (注) 1. 取締役 柴田貢氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 富田一夫氏、松岡幸秀氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役 柴田貢氏、監査役 松岡幸秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役 土井重和氏は、以下のとおり、組織体制や業務領域を正しく把握しております。
 　・常勤監査役 土井重和氏は、1983年の当社入社以来、情報システム部に在籍しており、2009年以降は、情報システム部長として当社のシステム開発に長く携わっておりました。
 5. 監査役 松岡幸秀氏は、公認会計士の資格を有しております。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害が填補されることとなります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後に開催する取締役会の審議により決定しております。その算定方法は、取締役各人の役位、在任期間、経営者としての職務内容、責任、貢献度等と従業員給与とのバランスを総合的に勘案した報酬とし、固定報酬である基本報酬のみで構成しております。

b. 上記の他の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬においては、監査役全員の協議により、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後に開催する監査役会で決定しております。監査役は、監査をそれぞれ適切に行うため、独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	分	員数	報酬等の額
取 (うち社)	締 外 取 締 役)	10名 (1名)	120百万円 (3百万円)
監 (うち社)	査 外 監 査 役)	3名 (2名)	12百万円 (3百万円)
合 (うち社外)	計 役員)	13名 (3名)	133百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長及び有限会社都市園芸研究所監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 富田一夫氏は、株式会社M I K I 建築設計事務所代表取締役管理建築士をしており、当社は同社に社屋、物流倉庫等の建築設計を依頼することがあります。
 - ・監査役 松岡幸秀氏は、松岡公認会計士事務所代表、学校法人明星学園非常勤監事、公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事及び株式会社日本アメニティライフ協会常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（7回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柴田 貢	13回	100%	一	一
監査役 富田 一夫	13回	100%	7回	100%
監査役 松岡 幸秀	13回	100%	7回	100%

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 柴田貢氏は、中立、公正、客観的な立場から当社の経営へのアドバイスや他業界での動静に関する情報提供、業務執行の監督等の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、取締役会における経営陣幹部・取締役の指名・報酬の審議に当たっては、適切な関与と助言をしております。

・取締役会における発言状況

取締役 柴田貢氏、監査役 富田一夫氏、松岡幸秀氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、審議に関して必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会における発言状況

監査役 富田一夫氏、松岡幸秀氏は、当事業年度に開催された全ての監査役会に出席し、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 双葉監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち平和紙業（香港）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「服務規律」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、管理統括本部総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び使用人に対する教育等を行います。内部監査室は、管理統括本部総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は必要に応じ、取締役会及び監査役会に報告されるものとします。法令上疑義のある行為等について、役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、管理統括本部総務人事部内に通報・相談窓口を設置・運営します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の記録として、各種議事録、稟議書、契約書等を法令及び「文書取扱規程」に従い適切に保存・管理し、監査役会又は監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する体制となっています。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理については、「経営危機管理規程」を制定し、その対応を明確にしています。
- ② 管理統括本部総務人事部をリスク管理統括部署と位置づけ、各部門担当取締役の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。
- ③ 内部監査室は代表取締役の指示により、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会に報告します。

(4) 当社及び当社子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保しています。

- ① 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に検討するため、主要な取締役で経営会議を組織し審議しています。
- ② 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社及び子会社全体の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行っています。
- ③ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施しています。

- (4) 会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査役会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務について監査役会の事前承認を要します。
- (5) **当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ① 管理統括本部総務人事部を法令等遵守の統括部署と位置づけ、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部で事前に適法性等を検証しています。
 - ② 取締役の職務執行は、「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い適正かつ効率的に行われる体制となっています。
 - ③ 内部監査室は、適切な業務運営体制を確保するために、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施しています。
- (6) **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 毎月の取締役会後の役員報告会において、子会社の代表取締役より取締役等の職務執行について報告を受ける体制となっています。
- (7) **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 監査役会並びに内部監査室による調査・監査は、子会社についても実施対象としています。
 - ② 当社グループにおける法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報処理制度を実施しています。
- (8) **監査役がその職務の補助をすべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項**
- 現在監査役の補助使用人は配置していませんが、今後必要となったときには、代表取締役の指揮命令には服さない専属の使用者を配置します。
- (9) **監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- 前項の補助使用人を配置する場合における人事、その使用者の考課・報酬等については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定します。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は監査役へ、法定の事項に加えて以下の事項を遅滞なく報告する体制となっています。

- ① 経営会議に付議・報告された案件のうち特に重要な事項
- ② 内部監査室が実施した監査の結果
- ③ 内部通報制度による通報の状況

(11) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社監査役が年1回直接子会社へ赴き、必要な報告を受けています。また、「公益通報の取扱に関する規程」において、管理統括本部総務人事部が通報の事実を当社監査役に通知するよう定められています。

(12) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報の取扱に関する規程」において、通報者等の保護が保障されています。

(13) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

出張等における費用は「旅費規程」において、その他の費用又は債務は「稟議規程」に定められている範囲内で申請・精算処理をしています。

(14) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会が指名する監査役が、内部監査室に対して職務の補助を要請したときは、原則として代表取締役はこれに応諾するとともに、必要な協力をを行う体制となっています。

(15) 法令遵守体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行います。

- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度の当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会及び役員報告会

13回開催し、社外取締役及び社外監査役を加えて議論・審議を行いました。

経営会議

12回開催し、主要な取締役により会社に影響を及ぼす重要事項について多面的に検討しました。

監査役会

7回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行いました。

(2) 監査役監査及び内部監査の実施状況

監査役及び内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社の全ての部署及び国内子会社2社の内部統制システム全般の整備・運用状況を検証しました。

(3) 事業継続計画（B C P）の実施状況

当社は、B C Pマニュアル策定委員会を発足し事業継続計画（B C P）マニュアルの策定及び改定、また、防災シミュレーションを実施しております。

当連結会計年度においては、時差出勤、在宅勤務をはじめとした新型コロナウイルス感染症の各種感染対策を継続して実施し、感染拡大予防に努めました。また、感染者発生時の対応について2020年11月に策定した新型コロナウイルス対応マニュアルを2021年7月に改正し、社内周知しております。

(4) 内部通報処理制度の状況

社員からの通報・相談を受け付けている内部通報処理制度により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止しています。

なお、当連結会計年度における内部通報はございませんでした。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,216,780	流 動 負 債	6,823,747
現 金 及 び 預 金	3,317,458	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,335,443
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,903,048	短 期 借 入 金	2,126,258
電 子 記 録 債 権	1,224,173	リ 一 ス 債 務	18,028
商 品	3,619,306	未 払 法 人 税 等	82,621
貯 藏 品	57,415	賞 与 引 当 金	96,333
そ の 他	106,604	そ の 他	165,062
貸 倒 引 当 金	△11,224	固 定 負 債	412,032
固 定 資 産	3,549,698	リ 一 ス 債 務	10,318
有 形 固 定 資 産	809,560	退 職 給 付 に 係 る 負 債	244,944
建 物 及 び 構 築 物	298,872	資 産 除 去 債 務	69,271
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	61,992	そ の 他	87,498
土 地	334,598	負 債 合 計	7,235,780
リ 一 ス 資 産	74,351	純 資 産 の 部	
そ の 他	39,744	株 主 資 本	8,047,309
無 形 固 定 資 産	57,659	資 本 金	2,107,843
ソ フ ト ウ エ ア	46,028	資 本 剰 余 金	2,331,387
そ の 他	11,631	利 益 剰 余 金	3,826,754
投 資 そ の 他 の 資 産	2,682,478	自 己 株 式	△218,677
投 資 有 価 証 券	2,267,901	その他の包括利益累計額	483,389
繰 延 税 金 資 産	74,695	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	424,611
そ の 他	341,031	為 替 換 算 調 整 勘 定	58,778
貸 倒 引 当 金	△1,150	純 資 産 合 計	8,530,698
資 产 合 計	15,766,479	負 債 純 資 産 合 計	15,766,479

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,619,399
売 上 原 価	12,696,572
売 上 総 利 益	2,922,827
販売費及び一般管理費	2,761,140
営 業 利 益	161,686
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,535
受 取 配 当 金	72,701
助 成 金 収 入	109,915
雜 収 入	8,492
営 業 外 費 用	195,645
支 払 利 息	6,392
売 上 割 引	3,306
為 替 差 損	5,963
休 業 手 当	206,550
雜 損 失	1,494
經 常 利 益	223,708
特 別 利 益	133,624
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,416
特 別 損 失	15,416
固 定 資 産 除 売 却 損	40
災 害 に よ る 損 失	781
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	822
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	148,218
法 人 税 等 調 整 額	78,690
当 期 純 利 益	△17,727
親会社株主に帰属する当期純利益	60,962
	87,256
	87,256

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目		金額	科 目		金額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産	11,359,956		流动負債	6,563,822	
現金及び預金	3,228,208		支払手形	217,110	
受取手形	784,024		買掛入債	4,007,873	
電子記録債権	1,206,525		短期一括返済	2,000,000	
掛金	2,918,946		未払費用	12,893	
売商貯蔵品	3,097,489		未払法人税	116,973	
前渡金	43,825		預り引き当	14,977	
前払費用	599		賞与引当	79,867	
そ貸倒引当金	52,165		その他の金	15,064	
の	34,102		預り引き当	86,607	
△5,930			の	12,455	
固定資産	3,719,357		固定負債	366,929	
有形固定資産	773,014		リース債務	10,318	
建構築物	273,942		退職給付引当金	199,840	
機械及び装置	6,108		資産除去債務	69,271	
車両運搬工具	55,534		その他の	87,498	
工具、器具及び備	449		負債合計	6,930,752	
土地	33,033		純資産の部		
リース資産	334,598		株主資本	7,723,950	
無形固定資産	55,675		資本準備金	2,107,843	
ソフトウエア	45,352		資本剰余金	2,331,387	
電話加入権	8,524		その他資本準備金	1,963,647	
その他	1,799		その他資本剰余金	367,740	
投資その他の資産	2,890,667		利益剰余金	3,503,396	
投資有価証券	2,267,901		利益準備金	271,955	
関係会社株式	224,202		その他利益剰余金	3,231,440	
出資	450		固定資産圧縮積立金	8,776	
長期前払費用	6,729		別途積立金	2,000,000	
差入保証金	218,047		繰越利益剰余金	1,222,664	
延税資金	61,516		自己株式	△218,677	
その他の	112,970		評価・換算差額等	424,611	
△1,150			その他有価証券評価差額金	424,611	
資産合計	15,079,314		純資産合計	8,148,562	
			負債純資産合計	15,079,314	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,722,830
売 上 原 価	12,104,256
売 上 総 利 益	2,618,574
販売費及び一般管理費	2,436,155
營 業 利 益	182,418
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,535
受 取 配 当 金	74,697
為 替 差 益	1,030
助 成 金 収 入	101,375
雜 収 入	4,521
營 業 外 費 用	186,159
支 払 利 息	4,922
売 上 割 引	3,306
休 業 手 当	195,506
雜 損 失	1,494
經 常 利 益	205,230
特 別 利 益	163,348
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,416
特 別 損 失	15,416
固 定 資 産 除 売 却 損	40
災 害 に よ る 損 失	781
税 引 前 当 期 純 利 益	822
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	177,942
法 人 税 等 調 整 額	75,600
当 期 純 利 益	△16,850
	58,750
	119,192

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

平和紙業株式会社
取締役会御中

双葉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 菅野 豊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 庄司 弘文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和紙業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和紙業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年4月22日に保有する固定資産を第三者へ譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

平和紙業株式会社
取締役会御中

双葉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 菅野 豊
業務執行社員 公認会計士 庄司 弘文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和紙業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されるとおり、会社は2022年4月22日に保有する固定資産を第三者へ譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関する業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び双葉監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

平和紙業株式会社 監査役会

常勤監査役 土井重和 印

監査役 富田一夫 印

監査役 松岡幸秀 印

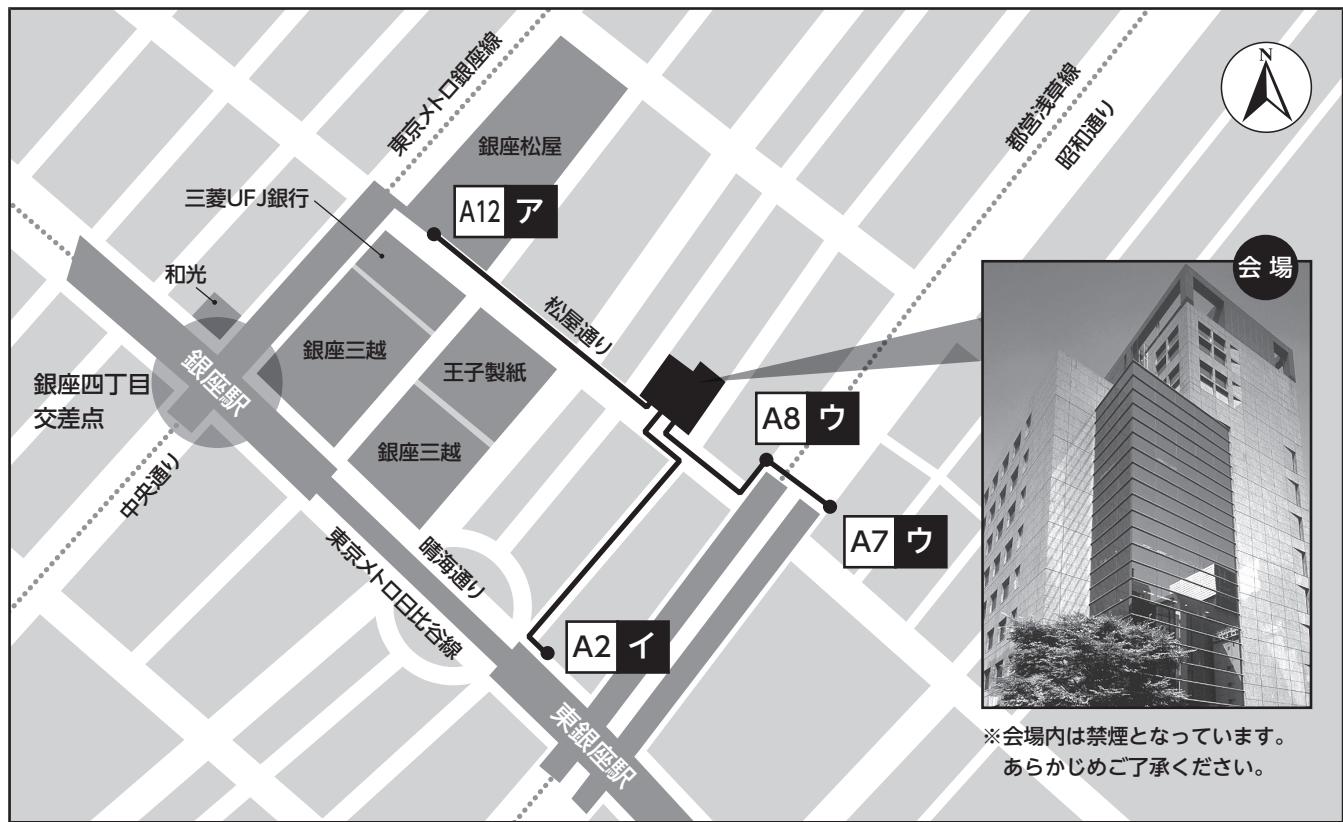
(注) 監査役富田一夫及び監査役松岡幸秀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図



※会場内は禁煙となっています。
あらかじめご了承ください。

開催日時：2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）

会場

紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ
[3階会議室]

東京都中央区銀座3丁目9番11号
電話 (03) 3543 - 8118

公共交通機関のご案内

- | | |
|------------------|---------------|
| ア 東京メトロ「銀座駅」 | A12 出口 徒歩3分 |
| イ 東京メトロ「東銀座駅」 | A2 出口 徒歩3分 |
| ウ 都営地下鉄「東銀座駅」 | A7・A8 出口 徒歩2分 |
| ● 銀座四丁目交差点より徒歩4分 | |



平和紙業株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-22-11
Tel. 03-3206-8501
<https://www.heiwapaper.co.jp/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。